

## 大阪府私立学校児童・生徒知事賞の授与に関する取扱基準

### (趣旨)

第1 この取扱基準は、府内の私立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校及び各種学校（以下「私立学校等」という。）において在学中、学業に励み、優秀な成績を修めた児童・生徒個人に対し、私立学校教育の振興に資することを目的として、大阪府私立学校児童・生徒知事賞（以下「知事賞」という。）を授与する際の基準を定めるものとする。

### (授与の対象)

第2 府は、次に定める者に対して知事賞を授与することができるものとする。

(1) 私立学校等を当該年度に卒業（課程修了）見込みの者。ただし、専修学校及び各種学校においては、修業年限が1年以上であり、同時に卒業する者が複数いる場合に限る。

(2) 在学中、学業に励み、各分野で他の模範となる優秀な成果を収めた者

### (候補者の推薦)

第3 私立学校等は、児童・生徒の中から、その成果が他の模範となり得ると考えられる者（以下「候補者」という。）について、1名を上限として推薦するものとする。ただし、次の場合を除く。

(1) 複数の学科を設置している高等学校及び中等教育学校（後期課程）は学科ごとに1名を上限として推薦することができる。

(2) 専修学校は、設置課程（高等課程・専門課程・一般課程）ごとに1名、1つの設置課程に異なる分野（8分野）の課程を設置する専修学校は分野ごとに1名をそれぞれ上限として推薦することができる。

2 私立学校等は、候補者について、各私立学校等内の選考基準またはこれに準ずる内規および学内会議等にて選考し、学校長が認めた者を推薦するものとする。

### (推薦書等の提出)

第4 私立学校等は、候補者の推薦に当たっては、候補者について次に掲げる書類を作成し、府に提出するものとする。

(1) 推薦書（様式第1号）

(2) その他府が必要と認める書類

### (候補者の審査及び受賞者の決定)

第5 府は、私立学校等の推薦する者について審査を行い、授与の対象となる者（以下「受賞者」という）を決定する。

### (授与の方法)

第6 知事賞の授与は、当該年度に開催される私立学校等の卒業式又はそれに準ずる式典等において、受賞者に対し、様式第2号に定める賞状を授与して行う。

(授与の取消し)

第7 府は、次に該当する場合は、知事賞の授与を取り消すことができる。

(1) 受賞者に関する推薦書に不実な記載があると判明したとき。

(2) 受賞者において、本賞の趣旨を損う行為があったとき。

(雑則)

第8 この取扱基準に定めのない事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

この取扱基準は、平成29年10月19日から施行する。





# 賞状

あなたは在学中よく学業に  
励み優れた成果を収めら  
れましたので卒業に当たり  
これを賞します

平成 年 月 日

大阪府知事名